

発行元：  
 (有)ユービーシー経営 Tel:0836-33-6717  
 河野会計事務所 Fax:0836-33-6753  
 〒755-0036 Mail:info@ubc-net.com  
 宇部市北琴芝 1-6-10 URL:http://ubc-net.com

## 年末調整の注意事項と来年分改正事項

### 年末調整の注意事項

今年も年末調整を行う時期が近づいて参りました。

年末調整は、給与の支払いを受ける人の一人一人について、毎月の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）とを比べて、その過不足額を精算する手続きです。

以下の表を使って、提出書類に誤りがないかチェックしてみてください。

<p><b>扶養控除申告書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の扶養親族ですか。</li> <li><input type="checkbox"/> 老人扶養親族は、年齢70歳以上ですか。</li> <li><input type="checkbox"/> また、その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合「同居老親等」にチェックを付けていますか。</li> <li><input type="checkbox"/> 特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満ですか。</li> <li><input type="checkbox"/> 扶養親族又は障害者に該当する同一生計配偶者があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その扶養親族等と生計を一にしているといえますか。</li> <li><input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者に該当する同一生計配偶者又は年齢16歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ38万円以下ですか。</li> <li><input type="checkbox"/> 障害者に該当する（人がいる）場合に記載もれはないですか。 ※障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。</li> <li><input type="checkbox"/> 寡婦、特別の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。</li> <li><input type="checkbox"/> 住民税に関する事項に、年齢16歳未満の扶養親族を記載していますか。</li> </ul>	<p><b>保険料控除申告書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。</li> <li><input type="checkbox"/> 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。</li> <li><input type="checkbox"/> 一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。</li> <li><input type="checkbox"/> 個人年金保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか。</li> <li><input type="checkbox"/> 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか。</li> <li><input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料との区分は正しくされていますか。</li> <li><input type="checkbox"/> 社会保険料の金額に給料から差し引かれた社会保険料を記載してはいませんか。</li> </ul> <p><b>配偶者控除等申告書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額は、1,000万円以下ですか。</li> <li><input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額だけでなくあなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。</li> <li><input type="checkbox"/> 配偶者控除と配偶者特別控除との区別は正しくされていますか。</li> <li><input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者は、年齢70歳以上ですか。</li> </ul>
---	---

## 来年分改正事項

年末調整が終わり、税の過不足金額の精算や納付などを済ませると、令和元年度分についての給与源泉徴収事務は全て終了したことになります。

ここからは来年度である令和2年分の給与の源泉徴収業務の開始にあたり注意すべき改正点や変更点などについて説明します。

### ①源泉徴収税額表の改正

「給与所得の源泉徴収税額表」が改正されました。令和2年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には「令和2年分源泉徴収税額表」を使用してください。

### ②扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」の変更

扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」に「単身児童扶養者」の欄が追加され、令和2年分から様式が変更となりました。

本年中の所得の見込みが48万円以下の児童について児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする父または母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。）の生死が明らかでない者に該当する場合に記入してください。

### ③給与所得控除及び基礎控除に関する改正

#### ◆給与所得控除の改正◆

- 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられます。

改正後の給与所得控除額は次の通りです。

給与等の収入金額(A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超180万円以下	(A)×40%-10万円	(A)×40%
180万円超360万円以下	(A)×30%+8万円	(A)×30%+18万円
360万円超660万円以下	(A)×20%+44万円	(A)×20%+54万円
660万円超850万円以下	(A)×10%+110万円	(A)×10%+120万円
850万円超1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		



#### ◆基礎控除の改正◆

- 基礎控除額が10万円引き上げられます。
- 合計所得金額が2,400万円を超える所得者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については基礎控除の適用はできないこととされます。

#### ◆所得金額調整控除の創設◆

その年の給与等の収入金額が850万円を超える所得者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を給与所得の金額から控除することとされました。

⚠ これらの改正に伴い、年末調整において基礎控除又は所得金額調整控除の適用を受けようとする者から、その年の最後に給与等の支払いをする日の前日までに「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を取り受けなければいけません。

#### ◆各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正◆

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次表の通りに改正されました。

⚠ 今年の年末調整時に収集する「令和2年分の扶養控除等申告書」の記載にあたっては、改正された合計所得金額要件によって扶養親族に該当するかどうかの判定を行う必要があります。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下



#### ◆住宅借入金等特別控除の改正◆

個人が消費税等の税率が10%である住宅の取得等をした場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除期間が13年間（改正前10年間）に改正されました。

### ④その他参考事項＜年末調整の電子化＞

令和2年10月以降の年末調整においては従業員（給与所得者）が給与支払者に提出する控除申告書（保険料控除申告書や住宅借入金等特別控除申告書）に従来は書面（ハガキ等）で添付していた保険料控除証明書等に代えて、保険会社等から交付を受けた控除証明書等のデータ（以下「電子的控除証明書等」といいます。）を添付して提出することが可能になります。

これに伴い、年末調整手続きにおいて従業員が電子的控除証明書等を用いて控除申告書を作成し給与支払い者に対して電磁的に提出することを可能とする年末調整控除申告書作成用ソフトウェアが国税庁HP等にて無償提供される予定です（公開予定は令和2年10月）。

年末調整の電子化に向けた準備として給与システム等の改修・税務署への届出・従業員への周知があげられます。特に従業員への周知について、法令上、従業員から控除申告書を電磁的方法により提出を受けるために、事前の了解を得る必要はありませんが、従業員が保険会社等から電子的控除証明書等の交付を受けるなど、事前準備が必要であることから早期の周知をおすすめします。

（参考資料：国税庁HP、週刊税務通信）